

## 広島県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年一月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和八年一月八日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区间	供用を開始する日
県道恐羅漢公園線 地先まで	山県郡安芸太田町大字戸河内字内黒山八八〇番一 地先から 山県郡安芸太田町大字戸河内字内黒山八八〇番一	令和八年一月八日